

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第六十六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良県統計調査条例等の一部改正)

**第一条** 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 奈良県統計調査条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十八号)第十三条及び第十四条
- 二 奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)第三十八条
- 三 奈良県個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年十二月奈良県条例第十九号)第十七条及び附則第三条第九項から第十一項まで
- 四 奈良県行政不服審査会条例(平成二十八年三月奈良県条例第七十号)第十四条
- 五 奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)第四十二条第一項
- 六 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十号)第十九条
- 七 奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号)第十六条の四
- 八 奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第二十六条第一項及び第二項
- 九 奈良県自然環境保全条例(昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号)第三十六条及び第三十七条
- 十 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例(平成二十一年三月奈良県条例第五十号)第四十九条及び第五十条
- 十一 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月奈良県条例第四号)第十九条
- 十二 奈良県金属くず営業条例(昭和三十二年四月奈良県条例第二十号)第二十四条
- 十三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十九年四月奈良県条例第五号)第十三条第一項、第五項及び第六項

十四 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）第四十二条及び第四十三条第二項

十五 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成四年六月奈良県条例第三号）第十一条第一項

十六 奈良県少年補導に関する条例（平成十八年三月奈良県条例第五十七号）第二十九条

十七 奈良県暴力団排除条例（平成二十三年三月奈良県条例第三十五号）第二十四条（職員の分限に関する条例の一部改正）

**第二条** 職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「禁錮<sup>こ</sup>の刑」を「拘禁刑」に改める。

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部改正）

**第三条** 次に掲げる条例の規定中「禁錮<sup>こ</sup>」を「拘禁刑」に改める。

一 奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和二十八年十月奈良県条例第四十号）第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項

二 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号）第六条第一号イ

三 奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）第六条の二第四項第二号、第十二条第四項第二号、第十九条第四項第二号及び第三十一条第二号

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

**第四条** 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮<sup>こ</sup>」を「拘禁刑」に改める。

（県吏員職員退隠料条例の一部改正）

**第五条** 県吏員職員退隠料条例（昭和八年十一月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラス普通退隠料及増加退隠料ハ恩給法第五十八条ノ二第二項ノ規定ノ例ニ依リ支給ヲ停止ス

第二十九条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ拘ラス扶助料ハ恩給法第七十七条第三項ノ規定ノ例ニ依リ支給ヲ停止ス

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

**第六条** 奈良県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十二号

)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(奈良県生活環境保全条例の一部改正)

**第七条** 奈良県生活環境保全条例(平成八年十二月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(奈良県砂防指定地等管理条例の一部改正)

**第八条** 奈良県砂防指定地等管理条例(平成十七年三月奈良県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の

例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期を同じくする拘禁刑と、旧拘留は長期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第三条の規定による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに奈良県職員に対する退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。